

第181回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和5年1月18日 午後1時15分から

会場 市役所3階 第4会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 こども家庭部参事 馬橋 利行 児童青少年課課長補佐 青木 恒
社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団主査 高橋 正之
市民課長 吉野 勝治
防災安全課長 松平 忠彦 防災安全課防災・消防係主任 白石 明夏

【石居会長】 それでは定刻になりましたので、第181回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは早速ですが、配付資料の確認からお願いしたいと思います。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

皆様、お手元の資料はおそろいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは諮問事項に入っていきたいと思います。

では、担当課の皆様をお願いします。

(説明者入室)

それでは、諮問事項の1といたしまして、国立市個人情報保護条例第11条及び第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問書として、くにたち未来共創拠点矢川プラスの利用者予約のシステムに関わる諮問ということで、まず、担当課の皆様から、自己紹介の上で御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【子ども家庭部参事】 (自己紹介)

【児童青少年課課長補佐】 (自己紹介)

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 (自己紹介)

【子ども家庭部参事】 以上でございます。よろしく願いいたします。

【石居会長】 よろしく願いいたします。では、資料に基づいて、まずは御説明をお願いいたします。

【子ども家庭部参事】 はい。それでは私のほうから、諮問事項について御説明させていただきます。お手元の諮問書にありますとおり、くにたち未来共創拠点矢川プラスにおきましては、当該施設の利用予約受付業務のために施設予約システム、これを構築するに当たりまして、クラウドを使ったサーバーを利用しまして、当該施設利用者に関わる個人情報ファイルを作成することにつきまして、これは公衆回線により、矢川プラス施設利用者のパーソナルコンピューター等と結合いたします。その当該利用者の施設予約等に係る個人情報を提供することにつきまして諮問するものでございます。

こちらの諮問理由についても書いておりますけれども、施設予約受付業務について、インターネットを利用したシステムを構築することによりまして、利用者の利便性の向上並びに事務の効率化、及び正確性の向上を図ることが可能となるためとしております。

次に資料No. 1-2にありますとおり、概要ですけれども、この施設予約システムにつきましては、当該施設の管理運営を国立市が設立いたしました社会福祉法人子どもの夢・未来事業団が導入するものでございます。施設の利用許可に関する業務機能及び利用料金の徴収に関する業務機能を含むもので、利用者がインターネット等で、外部から施設予約及び利用料金の支払い可能な、いわゆるキャッシュレス決済、これを踏まえたものとして、事業団が独自に導入する予約システムとして、株式会社パストラレーが提供する、「いつでも貸館」システムを採用するものでございます。

諮問に関する私の説明は以上になります。続きまして、予約システム等につきましては担当から御説明させていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

【児童青少年課課長補佐】 では引き続きまして、私青木から、資料No. 1-2、1ページの2番以降について御説明をさせていただきます。

先ほど参事が申し上げたとおり、(1)番として、くにたち未来共創拠点矢川プラスにつきましては指定管理者制度を導入しておりまして、くにたち子どもの夢・未来事業団、隣接しております矢川保育園などを運営しております社会福祉法人になりますけれども、そちらが受託をしておりまして、その指定管理者の仕様書の中に、今回、予約システムの構築を行うことというふうに市のほうからオーダーをしたところに基づいて、今回、予約システムを構築していただいているという現状がございます。

続いて(2)番、予約システム会社ですけれども、こちら株式会社パストラレーと申しまして、こういった貸し館業務や、チケットの発券システムといったものを管轄、管理して提供しているシステム会社でございます。

2ページ目を御覧ください。3番、「施設概要等」というところで貸出施設概要、(1)番の表のところでございます。矢川プラスは複合公共施設となっております、様々、施設機能を有しておりまして、具体的に申し上げますと児童館、多目的ルーム、子育てひろばという子ども、赤ちゃんを連れた親御さん等が通い遊べる施設、幼児教育センターという研究機関、主立った機能としてはそちらになっておりまして、そのうち多目的ルームと言われる、いわゆる貸出しが行える施設、こちらには多目的ルームA・B・Cと3つございますけれども、そちらにつきまして、今回予約システムを導入させていただこうというところで検討しております。

そのほか、とおり土間、ホール、多目的ひろばA・Bと書いてございますけれども、こちらは、ふだんは一般に開放し、皆さんが共用で使っていただけるようなフリースペースとなっておりますけれども、イベント等をここで実施したいという場合に関しましては、そちらでも使用料を定めておりますので、そちらに基づいて使用料を取るために、ここにも貸し館としての機能が一部あるということで、今回このシステムの中には入れさせていただくというところで整理をしているところでございます。

続きまして4番、「システム構成等概要」につきましては、こちら図のとおりとなっております、国立市が事業団に指定管理を委託しております。事業団とパストラレーで予約システムの構築を図りまして、利用者のほうで登録をしていただいて、お金もお支払いを、後ほど説明はしますけれども、お支払いをいただきまして御利用いただくような形となっております。

続きまして2ページ目下段、「諮問範囲」でございますが、こちらは先ほど馬橋から御説明したとおりでございます。クラウド型サーバーを利用しまして、矢川プラスの利用者に係る個人情報ファイルを作成するというところが、個人情報保護条例第11条の規定に基づき諮問の対象となっております。

それから、電子計算組織の結合等についてということで、当該利用者の施設予約等に係る個人情報を提供するというところで、公衆回線による矢川プラス施設利用者のPC等と結合し、利用者の施設予約等に係る個人情報を提供するところで、同条12条1項ただし書のところに基づき、今回諮問させていただいているところでございます。

それから「個人情報の保護に関する取扱いについて」というところで、3ページ目6番の部分でございますが、まず、市と指定管理者に関しましては別紙の1にありますとおり、指定管理者と市のほうでは今後この施設を管理・運営していただくために協定書というものを締結いたしますが、その中に別紙1という形で、個人情報に係る特約条項というものを設定させていただいております。こちらを市からのオーダーとして遵守をしてくださいということをまず求めてございます。

一方、事業団に関しましては、別紙2及び別紙3のとおり、内規としまして、市の情報セキュリティ対策基準に準ずるような形で「個人情報保護に関する方針」ですとか、「個人情報保護規定」というものを定めております。個人情報に関して適正な事業執行をいただいております。

それから指定管理者、事業団と予約システムの提供事業者に関しても、別紙4、仕様書の契約書に今後なっていくもの、付随する形で別紙5といたしまして「個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項」というもので、こちら市も市の契約書に入れる際に、基本的には入れさせていただく特約条項というものを契約書にて一緒に締結させていただくことによりまして、個人情報の保護に関して適切に事業者にも遵守をいただくというような形としております。

続きまして7番、「予約システムを取り扱う個人情報」でございますが、基本的には氏名、住所、電話番号、メールアドレスのみとなっております。今回、団体登録という方式を採用しまして、複数の構成員で構成された団体が施設を利用する場合がございますが、そちらの構成員の情報というものに関しましては、こちらにも書いてありますとおり、予約システム上での登録管理等は行いません。あくまでも代表者の氏名、それから住所、電話番号、メールアドレスのみを登録する形となっております。また、今回予約システムの大きな特徴の1つとしてキャッシュレス決済というものを導入いたしまして、ネット上で、クレジットカードですとかバーコード、QRコード決済の事業者さんなんかで代行決済が可能になりますけれども、こちらに関しましては、パストラールが直接契約する決済代行業者と別途で契約締結をしている関係がございますので、事業団のほうでクレジットカードの情報、パストラールもそうなのですが、クレジットカードの情報は保有しないという形になってございます。

続いて4ページ目、8番の「事業実施の手続き」を御覧ください。こちらはいわゆる一般的な施設予約システムの利用手順、実施手順と同様のものでございまして、登録の申請をいただきまして、登録の審査を事業団で行います。この際に、代表者のお名前と電話番号と住所とメールアドレスを事業団のほうで入力しまして、その承認が得たものを利用証として発行するという形になってございます。利用証の発行を受けたものに関しましては、今後予約の申請をしまして、場合によっては抽選の手続きを経て、当選のコマが決定いたしますので、利用料金をオンラインで払うか、もしくは直

接事業団、矢川プラスに来て払っていただくというような形で事前に料金をお支払いいただき、利用の許可証を発行いたしまして、当日の利用をするというような流れになってございます。こちらが4ページ目から5ページ目に関してでございます。

続きまして、5ページ目の9番「情報セキュリティ対策」というところでございます。(セキュリティに係る説明)

最後7ページ目、(5)番の「責任所在」でございますが、こちらは万が一情報が漏洩した場合の責任の所在を明確にするというところで、今回、予約システムについては指定管理者である事業団が管理する形となりますので、事業団と、それからシステムの運営会社パストラレー、それから利用者に区分をさせていただきます、それぞれの責任の所在というものを明記させていただいております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見などございましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。

【中川委員】 よろしくお願ひします。1点質問なのですが、説明資料の3ページ、システム上で取り扱う個人情報ですが、この※印のところ、団体要件審査・確認のため構成員名簿の提出を求めるといふようなことが書かれておりますけれども、予約システム上での登録・管理等は行わないといふようなことで、これは今回の諮問範囲との関係ではどのような取扱いになっているのでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 団体登録をする際には、その代表者の下にひもづいている方が、その施設を利用するために団体として使用したいということで、団体登録をするときに構成員が必要になってくる場合があるのですけれども、市内在住者が半分以上いる場合と、全く市外の方、それ以外の場合とで、利用料金に差がつく仕組みになっています。というのありまして、構成員が市内在住なのか、在勤・在学なのかを判断するために、名簿自体は事業団に提出をしていただく必要がありますが、実際に利用許可証というものは代表者の方のみにしか発行しないというところがございますので、情報の登録をシステムにするのは代表者の方たちのみ、ただ、その料金の精査を行うために名簿も提出してもらおうというところで、それに関しましてはシステムに登録せずに、要件があるかないかを判断させていただくために御提出をいただくというような仕組みになってございます。

【中川委員】 これ、団体要件の確認のための構成員名簿は、一応、事業団に保管されるけれども、個人情報ファイルの作成には当たらないという御判断だと。

【児童青少年課課長補佐】 はい。おっしゃるとおりです。

【中川委員】 1点、料金を決定するために必要だといふようなことは理解できたのですが、団体の構成員名簿というのは、通常、かなりセンシティブな情報といふようなことに分類されるものだと思いますので、その観点から、今、条例が手元に持ってきてないのですが、個人の思想や良心等に関わるような情報と、団体の性質等から見なし得ないわけでもないと思いますので、この点の取扱いについて、どのようなお考えなのかということについてお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。条例上のセンシティブ情報の取扱いについての条文との関係についても少し整理してお話しただけるといいと思いますけれども。

【児童青少年課課長補佐】 構成員情報としましては、あくまでも、在住・在勤・在学か否かのみを判断する形になっておりますので、そういった情報等を収集するという意図はございません。あくまでも、基本的には利用者登録情報と同様の情報で、こちらの構成員名簿に関しましては、氏名と年齢

と住所の町名までの提出を求めていますので、それ以外の情報というものを収集することは、個人情報保護条例とのお話になると、事業団のほうではございません。

【石居会長】 条例で言うと7条2項ぐらいですかね。

【中川委員】 そうですね。この規定との抵触関係が生じてくる危険性が。

【子ども家庭部参事】 7条の2項ですか。

【中川委員】 はい。

【子ども家庭部参事】 これに触れるような情報の収集はしないというふうな。

【中川委員】 私の質問趣旨としては、触れる意図はなかったとしても、例えば特定の政治的主張をするような団体として団体名等が明らかになっているような場合等に、その構成員名簿を提出するというふうなことは、そうした考え方を抱いている方々なのだというふうなことも推認が可能になりますので、通常は、意図があろうがなかろうが、そういう情報を収集することについてはセンシティブ情報の収集に当たると解釈すべきだと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。虚偽の団体名で登録してもよろしいというようなことなののでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 こちらとして、それを推奨するわけではありませんが、あくまでも利用登録をする際に、その団体名をどういう団体名にするかは任意の、その方たちの発意に基づいて書かれるものをこちらとしては登録をさせていただく。それが市内・市外在住かどうかを判断するために情報をいただくという形になっておりますので、虚偽を推奨しているというような形にはならないのではないかと思います。

【中川委員】 問題点としては、基本的に団体名を登録して構成員名簿を提出してくださいといった場合、誠実な活動をしている団体であるならば、通常、その団体の正式名称としているものを登録名として登録し、そして実際の構成員名簿を構成員として届け出るというようなことになると思うのですが、そうしたことが通常のルートの中で想定されているものですので、そうした場合には、やはり団体の性質等から、その構成員の方々がどのような考え方を持っているのかというようなことが明らかになってしまうことは、当然、つくりの上で想定されることですので、7条2項においても、非常に強い必要性があれば、そういう取扱いもやぶさかではないというふうな既定のされ方がされていると思いますので、その辺りの整理を少しさせていただく必要があるのではないのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

【子ども家庭部参事】 はい。ありがとうございます。

【岸委員】 ぱっと見た限りですと、正当な事務もしくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときはこの限りでないとのあるので、この辺りとの整合性というかに該当するかどうかをチェックしていただくというような話ですかね。

【中川委員】 そうですね。ただ、そういう構成員名簿を提出すること自体が、かなり利用の抑制につながる可能性がありますので、市内在住者かどうかを判断するときに、個人の氏名まで収集してそれを判断する必要があるのかどうかというふうな点について、もしかしたら考えていただく必要もあるのかもしれないと思います。

【岸委員】 あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、正当な事務もしくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときはこの限りではない。

【中川委員】 そうですね。もしかしたらこの諮問が必要な案件なのかなとも思いますので。

【岸委員】 団体名だけである程度、思想、信条が推認されるような場合ということですね。

【中川委員】 そうですね。特段、特定の政治的主張とか何らかの主張をしようとする場合、団体名それ自体でそれが分かるようにしている団体というのは非常に多いですので、その辺り、少し考慮していただいてもいいかと思いますが。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 よろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。関口委員。

【関口委員】 3点ほど伺いたい、確認させていただきたいことがございます。1点目が、今の団体名簿の申請に関して、少し別の観点での確認になりますが、機微情報か、センシティブ情報化どうかというのは慎重に引き続き御検討いただきたいのですが、そもそも団体登録名簿、名簿自体は一般的に個人情報にも当たるかと思うのですが、これは今回のシステム登録の諮問の対象にはなっていないですけれども、事業団のほうで団体登録名簿を複数団体から受けた場合に、それが個人情報ファイルというか、個人情報のデータになると思うのですが、そちらを取り扱って安全に保管するというのは、電子的ファイルではないので諮問の対象ではないのかもしれませんが、きちんと個人情報取扱業務として登録されて管理されているというのは間違いないでしょうか。

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 事業団の高橋です。団体名簿、紙ベースで御提出いただきますが、そちらの取扱いに関しましては事業団のほうでも文書保護規程を定めておりますので、そちらで登録をさせていただいて、適切な文書管理、保存年限等も定めて運用してまいります。そのようなことを考えております。

【関口委員】 これは国立市の個人情報業務としては登録、いつも御報告だけいただいている保存年限とか、保存情報とかというのは別規則、国立市の個人情報の業務には登録されますか。当たらないですか。それとも既に何か別のものであるということですか。

【事務局】 委託事業ではないため、当たらないかと考えております。

【関口委員】 なるほど。では団体登録申請は、事業団が独自で収集するものであって、国立市が保有する個人情報ではないという扱いで大丈夫ですか。

【子ども家庭部参事】 あくまでも、先ほど申しましたように、市内・市街というところの確認のもので、それ以上の情報収集とかいうことはないのです、これは事業団の中で取り扱って判断させていただくという、そのように考えてございます。

【関口委員】 きちんと整理いただければと思うのです。今の整理の話だと、あまり考えたくないのですが、事業団の方からこの団体名簿が盗まれて、個人情報が漏洩した場合は、事業団の免責であって、国立市には責はないということになるということですね。

【子ども家庭部参事】 まず一義的にはそういう判断だと思います。

【関口委員】 はい。そういう整理でいけばいいですけど、その辺りも含めて御確認いただければと思いましたがというのが1点です。

2点目なのですが、2点目は、今回の諮問対象のシステムのほうで、御利用予定の「いつでも貸館」に利用者が利用登録する際に個人情報を登録しますというところと、キャッシュレス決済を利用する場合は決済事業者とも利用者は別途契約する必要があるのですということ、これはそれぞれ利用者は、利用規約みたいなのに同意しますということで、アカウントを登録する際は、「いつでも貸館」に個人情報を登録することを同意します。キャッシュレス決済を利用する際はクレジットカード情報等をDCフィナンシャルテクノロジーに登録しますということ、それぞれ利用者は利用規約

等で同意を求められて登録するというイメージで間違いないでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 おっしゃるとおりでございます。

【関口委員】 承知しました。この辺りの、結構、昨今一般的になっているシステムですし、それぞれきちんと取扱いを検討されている事業者であろうかと思しますので問題はないと思うのですが、今回、国立市として直接御契約関係にあるのはこのパストラレーという会社かもしれませんが、そこから起因して外部連携のシステムを国立市民も御利用になるというところなので、この辺りは事業者選定含めて適切に管理いただければと思います。それからパストラレーが連携している外部事業者を国立市が選定するということではできないかとは思のですが、再委託のような関係にも該当するかなと思うので、安全性等は国立市としても適切に御判断いただければと思いますので、そちらは1点、確認でした。ありがとうございます。

最後に3点目ですけれども、「いつでも貸館」のサービスについては、事業団の方は各管理者権限を持ったような、システムの利用状況確認等で、管理者権限を持つアカウントをお持ちなのかなと思うのですが、今回、国立市の職員の皆様とか、国立市としてアカウント管理されたり、管理者権限のアカウントを保有するということはお考えでしょうか。

【児童青少年課課長補佐】 今回は事業者の選定から調達まで、事業団の財源を用いまして調達をしています。完全な、指定管理者でありますけれども別法人の調達になってございますので、我々のほうで管理者権限なんかを付与いただくというところは、現在のところは想定しておりません。以上であります。

【関口委員】 承知しました。では一番、権限が高いというか、高権限のアカウントも含めて事業団の方が全て管理されるということかと思しますので、国立市としては、そこは委託先管理という形の範疇になろうかと思しますので、そうですね、国立市としては委託先の監督責任というところで管理いただく必要があるのかなと思しましたので、よろしく願いいたします。

状況としては了解いたしました。ありがとうございます。

【中村委員】 では私から質問してもよろしいですか。

【石居会長】 はい、中村委員お願いします。

【中村委員】 今回、自庁外設置型のサーバーを利用すると。そこに個人情報ファイルを作成することですが、このファイルを作成した後の保管期間とか、保管期間経過後のデータの取扱いということについては取決めがございますでしょうか。

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 これは一応、5年の指定管理期間いただいていますので、その期間、ログとしてシステムの中に移されますが、契約終了後は適切なデータ廃棄等を業者に求めているものであります。

【中村委員】 今回の業務委託の仕様書、別紙4と、あとは別紙3の個人情報保護規定などを拝見しても、その部分が、私、見当たらなかったのですが、どこかに記載はございますでしょうか。

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 契約の約款の本文、今日、資料の中にはついてないのですが、この仕様書の範囲、約款のところでは終了後の廃棄については求めているところがあったかと記憶しております。すみません、手元に今ないので。

【中村委員】 そうすると、その期間というのは、業務の委託をしている期間が終了すると、それまで保存されていた個人情報のファイルは全て消去されてしまうのですか。

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 契約期間終了後は廃棄をしていただくような形になり

ます。

【中村委員】 それは、でも自庁外設置型サーバーを利用するのですよね。そのサーバー内に残った個人情報ファイルを全て消去、契約期間終了時に消去してしまうというような。

【児童青少年課課長補佐】 指定期間に連動する形になろうかとは思いますが、仮に指定期間を更新された場合に関しましては、利用者の不利益にもなりますので、同じ契約事業者と事業団の契約規定に基づいて、随意契約をできた場合に関しましては、当然、継続してそのデータは残っていくような形になろうかと思えます。ただし指定管理者が終了、別の法人に変わったという場合に関しましては、そのデータ自体は不要なものになりますので、こちらに関しましては、きちんと約款に基づいて削除いただくというような形になろうかと思えます。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【岸委員】 これは純粋に技術的な、事務的なお話なのですが、別紙の1とか、あるいは5とかの、国立市個人情報保護条例を遵守しなければならないというような条項が入っているのですが、これは条例が改正された後というのは、何というのか、更新の手続によるのか、それともこの文言のまま、改正後の条例にも適用されるものなのか、どういう話になりますかね。

【事務局】 すみません。事務局から、その辺りについては、今、現行で別の指定管理を行っているところも含めまして、対応を検討中であります。協定の変更なりをするか、そこまでは必要ないと考えるかとかを含めてたまたま検討中でございます。

【岸委員】 分かりました。ではよろしく願いいたします。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 すみません、先ほど関口委員から御指摘があった点なのですが、団体の構成員名簿等については国立市の個人情報の収集には当たらないと。事業団の独自の個人情報の収集というふうに考えるというようなお話だったと思うのですが、そうすると、今回の個人情報保護ファイル、諮問範囲に含まれているような、委託側で収集する個人情報というふうなものも事業団独自の個人情報の収集であって、国立市による個人情報の収集ではないというふうな話になるのでしょうか。

【子ども家庭部参事】 そのとおりでございます。

【中川委員】 そうした場合、個人情報の漏えい等があった場合については、国立市は責任を負わないというふうな、基本的には責任を負わない。

【事務局】 すみません、事務局です。指定管理者というところで、今の条例からいきますと36条、指定管理者の責任というのがございますので、こちらに基づいて個人情報の取扱いについては行っていくということになろうかと思えます。先ほど指定管理者、こちらは方針じゃなくて、規定とかございますけども、先ほど事務局から言ったとおり、今、見直しをかけているところでございますので、そこでどういう形で規程が及んでいくのかというところにはなろうかと思えます。

【事務局】 あと、実際に事故など、個人情報漏えいの事故などがあった場合に、一切市の責任がないかというのは必ずしも言えない部分ではあると思えます。指定管理の内容自体に問題があって、市に過失等があれば市の責任が生じる場合もあるかと思われま。それは一概には言えない部分だと思われま。

あと、今回、市として諮問させていただいた、条例の11条と12条に基づいて諮問させていただいた理由ですけれども、指定管理者が今回システム導入をすることにはなっているのですが、現行条例の、先ほど課長からお話ありました36条で、指定管理者は個人情報を取り扱う場合においては、

6条から12条までの規定に準じて取り扱わなければならないとされていまして、そうしますと本来、指定管理者が、11条とか12条に基づくファイル作成について、市長部局でいう審議会のようなところに諮問するという手続を取る必要があるのですが、現実問題としまして、指定管理者としては個別に審議会のような組織を持っていないというのもありまして、それで市側の審議会に諮問するという手続を取らせていただいているという形になっております。

【中川委員】 なるほど、分かりました。条例の趣旨に基づいて国立市自身が個人情報ファイルを作成する、電子ファイルを作成するわけではないけれども、指定管理者が国立市の条例を遵守する必要性がある観点から、こちらに諮問が来ていると理解すればいいですね。

【事務局】 はい。

【中川委員】 了解いたしました。

【関口委員】 すみません、今の議論で、もう一回考えたのですが、国立市からの指定委託として事業団は、作成する個人名簿について、「いつでも貸館」上に作成される個人情報のデータは、電子ファイルですけれども、氏名、住所、電話番号、メールアドレスですが、団体登録として提出するのは電子ファイルではないかもしれないのですが、氏名、年齢、住所、町名までという個人情報というところで、国立市と事業団と、個人情報の扱いは、電子データか、電子データではないかというところの差でしかなくて、同じ位置づけなのではないかと思うので、条例に基づき運用されれば諮問は必要ないかもしれないのですが、同等に、先ほど事業団の方はきちんと保存年限を定めて安全にというお話がありましたが、国立市としても同じ取扱いとして、きちんと管理される義務があるのではないかなどやはり思いましたので、そこをきちんと確認いただければと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

すみません、私からも少々繰り返しの確認のような質問になってしまうのですが、先ほど指定管理者が変わることになった場合にはデータは全て破棄ということで、その原則はそのとおりで思ったのですが、一方で利用者の利便性とかということを考えてときに、利用者側としては、では、指定管理者が変わった場合には、同じ施設を使うのだけれども、また一から登録をし直すということにはなってしまうという理解でよろしいですか。

【児童青少年課課長補佐】 はい。可能性としてはそちらの可能性のほうが高いと思います。

【石居会長】 そういう運用でそこは理解してもらえないということですか。

【児童青少年課課長補佐】 はい。

【石居会長】 分かりました。(セキュリティに係る質疑)

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 ありがとうございます。(応答)

【石居会長】 (セキュリティに係る質疑)

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 (応答)

【石居会長】 (セキュリティに係る質疑)

【くにたち子どもの夢・未来事業団主査】 (応答)

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。御意見お1人ずついただければと思います。

では、中川委員からお願いします。

【中川委員】 少し考えているところなのですが、やはり先ほどの条例7条との関係が気にな

っておりまして、それで、先ほど伺った限りでは、7条についても条例が準用される形で事業団は遵守しなければいけないことになっているということですので、もしセンシティブ情報に当たるような情報の収集に当たるというような場合には、やはり諮問をしていただく必要があると思いますので、この点、非常に重要な点ですので、私としては、現時点においてはお認めすることは少々難しいのではないかなと考えているところです。特に個人情報の収集の範囲について、センシティブ情報にかからないような形で情報の収集の在り方もあるのではないかと、必要性との関係であるのではないかと考えられますので、再検討していただいてもいいのかなと考えているところです。以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では岸委員、お願いします。

【岸委員】 そうですね、市民の利便性のために必要なシステムだということはよく理解できるところで、ただ、中川委員のおっしゃられた、思想信条のところは私も少し気になるころではあります。居住地を確認することが料金の割引のために必要だという、それも非常によく分かるころではあるので、思想信条に関わらないような工夫、居住地を確認する必要自体は、それは分かるころなのですけれども、それ以上の利用、その目的を外れた利用がされないような何か担保するところですか、あるいはこの条例上の例外規定、「法令の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のため必要があると認めて取り扱うとき」と。この辺りをクリアするということについて、御報告なり追加の御説明なりいただければ、それがあればお認めしてもよろしいのかとは思いますが、今、無条件でというのは私も少しためらわれるころではあります。

【石居会長】 ありがとうございます。

では関口委員、お願いします。

【関口委員】 まず今回の諮問対象の「いつでも貸館」のシステム導入に伴う個人情報収集、「いつでも貸館」への予約システムへの利用登録については特に問題ないかなと判断します。一方で、「いつでも貸館」の利用を行うに当たっての団体登録申請が前提である場合の団体登録申請の個人情報収集については、今回の資料でも、御説明が少し分からないところがあるのと、岸委員からも出ているころの、もう少し御検討されたほうがいいのではないかとということもありますので、ここについては追加の議論もしくは報告が必要かなと考えます。以上です。

【石居会長】 中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 今まで委員の方々がおっしゃってくれたことと同意見です。以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

承知いたしました。私も中川委員おっしゃった、今の資料で言うと7の(2)の※印のところですね。その部分をどう整理するかは一つ大事なポイントかなと思いました。選択肢を2つぐらい、頭の中では考えているのですが、これ、運用はちなみにいつからされたいという予定とかは、どういうスケジュールになりますか。

【児童青少年課課長補佐】 一応今、3月1日から予約の申請登録を受け付ける想定で、現在のところはおります。

【石居会長】 なるほど、分かりました。考えているのは、先ほど関口委員が整理してくださったことに近いのですが、特に団体登録に関わるころを除いた形というか、そこは追加の審議をさせていただくという、そこを残してお認めをするという形で通すのがいいのか、やはりもう一度この部

分を説明していただいて、今回の諮問は、1度今日の段階では保留にさせていただいて、追加の御説明をいただいて、仮なので、今回、※印の部分を見直していただいて、もう少しうまく、思想信条にかかわらない部分に抑えて情報を抽出するというやり方を考えていただくか、あるいは、どうしてもこれが必要なのだという理由をきちんと御説明いただくということをいただいて、全て一括でお認めするという、その2つのいずれかかなと思っているところです。

どうですかね。諮問答申としては、多分もう一度御説明いただいて一括のほうがすっきりはすると思うのですが、それによって3月1日の運用がいろいろ、切り分けでもしておいたほうが進めやすいかどうかというのが引っかかっているのですが、いかがでしょうか。一応2月には、審議会そのものは開催の予定があるのですけれども。

【事務局】 まだ日にちは決まっていません。

【石居会長】 そう、決まっていないのです。今日これから決まるのですが。

【児童青少年課課長補佐】 こちらとしては一括のほうで問題ございませんので。

【石居会長】 よろしいですか。

【子ども家庭部参事】 あと持ち帰って、特定されないような形で、そこをもう少し制限した収集のところで検討したいなと思っていますので。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

では、そうしましたら、改めて整理させていただきますが、今回残る課題ということで、今の7の(2)に関わる部分を少し考え方の整理と、最終的にどのような方針を取られるか、それがどういう意図に基づくものであるかということをお説明いただいて、それを踏まえた審議をもう一度させていただきます。最終的な答申を固めるということで、すみませんが、今回は保留ということにさせていただきますか。

よろしいでしょうか、委員の皆様は。よろしいですか。

ではそのようにさせていただきます。では、引き続きになりますが、今日はありがとうございました。

【子ども家庭部参事】 ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

(説明者退室)

【事務局】 先に市民課の案件でもよろしいですか。

【石居会長】 大丈夫です。

【事務局】 先ほど、少し冒頭お話ししました住基ネット条例と安心安全カメラ条例の一部改正に伴う方向性につきまして、あらかじめ決まっていたので、31日の審議会で諮問させていただきたいと思いますので、その前に御審議いただきやすいように、本日、概要説明を担当課からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(説明者入室)

【石居会長】 はい。では担当課の皆さん、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは次第の中で言うと4、「その他」のところになりますけれども、2件続けてということになります、「国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、また「国立安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正について」ということで、事前に現状の御説明をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

たします。

【市民課長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、「国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例」、以下住基ネット条例と申し上げます。こちらの一部改正について御説明をさしあげます。お手元にお配りしておりますA4とA3の資料がございますが、こちらのまずは、A4の1ページ目、楕円形の右の図を御覧ください。現行の住基ネット条例ですが、個人情報保護と住基ネットの適正な運用管理を2大目的とした条例でございます。個人情報保護については保護法改正により条例での規定ができなくなったため、見直しを今回することとなりました。

もう少し詳しく、現行の住基ネット条例の見直しの経緯について御説明をさしあげます。A4の1ページ目、上段と左下の図を御覧ください。国は自治体ごとの個人情報の保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することとするため、個人情報保護法の改正が今回行われました。令和5年4月1日施行予定でございます。この改正により、自治体の条例は個人情報保護法により許容される範囲内において必要な事項を規定、見直しをすることとされ、今回の改正に至った次第でございます。

住基ネット条例の見直しのポイントでございます。A4の2ページ目の中段を御覧ください。各条文について、改正後の個人情報保護法や住基法で規定されている部分と抵触しないかの確認をするとともに、住基ネットを適正に運用管理することにつきましては、住基法や住基法施行条例に基づく技術的基準、それから指針、手引書などに、自治体自らが規定することとなっております、そうした観点から見直しを行った次第でございます。

ここで申し上げる技術的基準、指針、手引書というところなのですが、A3のほう、実際の条例の新旧対照表になりますが、こちらの右の列に部分的に出てきます。指針とか技術的基準とか手引書といった言葉が出てきて、こちらでも簡単に、端的に御説明をさしあげます。

まず、技術的基準というものが、こちらは住基ネット稼働に伴い、住民票処理時の通信回線を通じた通知方法、それから本人確認情報の記録、保存方法等について、セキュリティ確保に必要な基準を総務省が定めたものでございます。

それから指針。ここで簡単に指針と申し上げておりますが、これは住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針でございます。こちら、運用面の個人情報保護対策として、ここでJ-LISと申し上げているのは地方公共団体情報システム機構のことでございます。こちらが定めた指針でございまして、住基ネットの運用に係る責任体制、監査体制、それから教育・研修の実施、セキュリティ組織規程等、自治体が規定すべき必要な事項をまとめたもの、こちらがこの指針でございます。

最後に手引書。こちらは『市町村システム運営監査手引書』といったものでございます。こちらは住基ネットシステムの運営監査の概要、この監査の概要とそれから手続、それから監査後のフォローアップ等についてJ-LISが定めた、市町村向けに配付したものでございます。

以上この3つ、年がら年中、言葉として出てきますので、取りあえず御説明さしあげた次第でございます。

そして先ほどのお話に戻りますが、住基ネット条例見直しのポイントです。こちらの重要なところが、現行の住基ネット条例で個人情報保護法に抵触しない事項は可能な限り存続させることといたしました。こちらがポイントでございます。

それでは実際の主な改正点、こちらの御説明をさしあげます。A3のほうを御覧ください。A3の表の見方ですが、真ん中の列が条例の一部改定案でございます。そして左の列が現行の条例、右の列が改正の要点でございます。

まず、真ん中の最上段に記載しました条例のタイトル部分、御覧ください。こちらですが、「国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例」という、左側の上のタイトル、こちらの「個人情報の保護に関する条例」から、真ん中の列の一番上です。「国立市住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理に関する条例」というふうに名称を変更いたします。また同様に、その下の第1条、こちらは目的を規定しているものですが、住基ネットの適正な運用管理について必要な事項を定めることを目的とし、「個人情報の保護を図ること」の文言を削除いたしました。これはタイトルと同じ理由でございます。これは個人情報保護法にある部分は条例に規定できないということのための変更でございます。システムの運用管理を適正に行うことで、結果的に個人情報につながるという考え方の下、変更するものでございます。

それからこのA3の2ページ目、めくっていただきまして、中段、第10条を御覧ください。こちらは「不当取得者等に対する措置」ということを規定しておるところなのですが、改正個人情報保護法に個人情報の取扱い業者に対する個人情報保護委員会、これは国の委員会ですが、の監査等の規定がございますけれども、市町村長による措置を定めておりません。保護法の趣旨に整合しないおそれがあると考えられます。その一方、先ほど申し上げた指針、こちらで不正行為等の対応手順の規定がございまして、これを代わりに条文化するというにしました。

ここで言っている不正行為と現行の規定の不当取得、この違いについてですが、まず、現行の不当な目的で、不当取得のところですが、これは自己または他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合、または正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用するために当該個人情報を取得するというを不当な目的での取得、ここで言っている不当取得ということになります。

一方、今回規定します不正行為、これはどういうことかといいますと、住基ネットの目的外使用、それから住基ネットの運用を阻害する行為等、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがある場合をそのように言います。例えばこれは例示ですが、コミュニケーションサーバーといった機器があるのですが、あるいは都道府県に置いてあるサーバー、それからJ-LISに置いてあるサーバー等への不正のアクセス、それからコンピューターウイルスの侵入等、これを不正行為と言って規定しております。これを条文化をするということに第10条はしました。第10条が、左のほうから真ん中のところに文言を変えるという内容になっております。

それから3ページの上段、13条を御覧ください。「システム停止の措置等」ということの規定なのですが、現行条例、第3項、第4項がございまして、こちら第1条から削除された個人情報保護に関する規定でありますので、第3項、第4項は削除することとしました。

それから4ページ目の上段を御覧ください。第18条「罰則」の規定でございます。こちらが、住民基本台帳法にも罰則規定が定められておりまして、その内容とはほぼ一致すること、それから第1条の目的から個人情報の保護が削除されたために、本条例の目的は住基ネットの適切な運用管理のみになりまして、住基法と同目的であります。そしてまた住基法と同内容の罰則を同目的で定めるということは憲法第39条、二重処罰の禁止の規定に反するということがありまして、今回削除することとしました。ですので第18条は削除になります。

このように、個人情報保護法一本化の下、現行住基ネット条例の目的を鑑みまして、住基法施行令

を具体化した技術的基準、先ほどの資料になります。こちらとか、それから住基ネットセキュリティ指針、それから監査手引書等に照らして、残せる部分は最大限残しつつ、住基ネットの適切な運用管理について規定した条例として改正する改正案でございます。

以上となります。

【石居会長】 ありがとうございます。

審議は次回ということになりますが、今の段階で御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。

では、また次回、よろしくお願いいたします。

【市民課長】 ありがとうございます。

(説明者入れ替え)

【石居会長】 それでは改めまして、4「その他」の(2)ですね。「国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正について」ということで、担当課の皆様から説明をいただきたいと思います。自己紹介をしていただいて、説明をいただければと思います。着席で大丈夫です。

【防災安全課長】 (自己紹介)

【防災・消防係主任】 (自己紹介)

【石居会長】 お願いします。

【防災安全課長】 早速ですけども説明させていただきます。最初に、事前にお配りしております「国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の改正」につきまして、A4横長の資料を手元に御説明させていただきます。

まず1番の「条例改廃の背景」ですけども、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行によりまして、「個人情報保護に関する法律」が改正されました。改正後の個人情報保護に関する法律が自治体にも適用され、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法律によって取り扱われることになりました。改正個人情報保護法の施行によりまして、国立市安心安全カメラ条例の改廃等につきまして以下のとおり検討を行いました。

2番目です。「個人情報保護委員会の見解」ですけども、個人情報保護とは別に、個別の政策的観点から、法律に抵触しない限度で地方公共団体におきまして映像データの取扱いについての制度を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられません。ただし、このような条例の検討を行う際には、個人情報保護制度とは異なる観点からの制度であることが分かるように、条例の名称や趣旨、規定の在り方についても御留意くださいという御指摘をいただいております。

個人情報保護法におきまして、個人の権利利益の保護以外の法益について整理しまして、その保護法益に対して制度設計の検討をお願いしますと。個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法第4章の規定が適用されるものであり、条例におきまして、法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項につきましての独自の規定や、法と重複する内容の規定を置くことは認めませんと言われております。

3番目に、本条例の保護法益の整理をさせていただきました。個人情報保護委員会の見解を受けまして、安心安全カメラ条例の保護法益につきまして整理をさせていただきました。こちらの目玉焼きのような図があるのですが、個人情報の保護とプライバシーの保護、こちらのプライバシーの保護につきましては、自己情報をコントロールする権利ないし法的利益というよりも、そういう概念よりも、私生活をみだりに公開されない権利ないし法的利益の側面が強いというふうにお考えいただ

ければと思います。

その上で、個人情報保護法改正によりまして、安心安全カメラ条例の保護法益から個人情報の保護が外れるとしましても、プライバシーの保護という観点の側面が残っていると考えていまして、まだ条例の存在意義はあると考えてございます。

4番目の「本条例の改廃の検討」を行ったのですが、安心安全カメラで取得する画像データにつきましては、個人情報保護の観点からは規制を及ぼすことは許されませんが、プライバシーの保護の観点からは、まだ規制及ぼすことは可能であると考えてございます。このため、これまで国立市として個人情報の保護と並んでプライバシーの保護につきましても厳格に対応してきた経過がございますことから、本条例は廃止することなく一部改正にとどめ、可能な限り規定を残していくこととしたいと考えてございます。

改正の具体的方針なのですが、資料の一番最後にカラフルな表があるのですが、これを見ながら聞いていただければと思います。本条例が前提としている安心安全カメラの設置者は、まず市の機関、次に指定管理者、3番目として民間事業者などに分けられると考えてございます。さらに指定管理者と民間事業者につきましては、個人情報取扱事業者に該当する者と個人情報取扱事業者に該当しない者に分けられると考えてございます。この区分に基づきまして、改正個人情報保護法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項につきましては、適宜条文を見直すこととともに、公の施設を管理する指定管理者及び改正個人情報法が適用されない安心安全カメラ設置者につきましては、プライバシー保護の観点から必要な規制を及ぼすことといたしました。

改正後の本条例の一部が及ばない者につきましては、被撮影者からの開示請求や訂正請求などに応じる義務や、個人情報保護委員会からの立入検査、指導及び助言並びに勧告及び命令などの監督に服することが改正個人情報保護法により定められております。本市における市民等の権利につきましては、本条例改正前と引き続き変わらないレベルであるものと考えてございます。

順次、続けて説明いたします。横長のA3判、こちらのページを説明させていただきます。今、御説明しましたことを踏まえまして、一部改正の素案につきまして作成を行いました。見方としては一番左側が改正前です。真ん中が改正後、右側が改正理由というような形で作成いたしました。順次、説明させていただきます。

まず第1条、「目的」ですが、こちらは個人情報保護法改正があったとしても変更はないのかなと考えてございます。

同じく2条、「定義」につきましては変わりはないのかなと考えてございます。

第3条の「基本原則」につきましては、法改正があったこと、あとこちらに法改正があったことと併せまして、国立市の個人情報保護に関する法律の施行条例が策定されましたので、順次遵守するという形で書き直しをしてございます。

あと4条、5条につきましても、変更がないものと考えてございます。

2枚目に行っていただきまして、第6条「管理責任者の責務」ですが、管理責任者を場合分けして規定しております。

まず6条の第1項につきましては、行政、指定管理者並びに民間事業者のうち個人情報取扱事業者に該当しない者につきまして規定をしております。これは現行条例をそのままスライドさせております。

続きまして第2項ですが、民間事業者のうち個人情報取扱事業者に該当する者について規定をして

おります。第2号につきましては、法第22条に規定していることから、重複するため、条例では規定しておりません。

次に第7条でございます。第6条と同じく管理責任者を場合分けして規定しております。

第1項は同じく行政、指定管理者並びに民間事業者のうち個人情報取扱事業者に該当しない者につきまして規定していて、現行条例をそのままスライドさせているような形で作成しております。

第2項は、民間事業者のうち個人情報取扱事業者に該当する者について規定しております。第2項につきましては、法第22条、データ内容の正確性の確保……。失礼しました。誤字があります。確保等について規定しておりますことから、重複するため、条例では規定しておりません。

同じく第3号につきましても、法第22条に規定していることから重複するため、条例では規定しておりません。

第6号につきましては、法の利活用の趣旨から外れると考えまして、条例では規定しないと考えました。

いずれにしましても、事業者が設置しても法の保護レベルを下げることなく管理できるものと考えてございます。

こちら、案2というもので作成、第6条と第7条につきましては2つの案を考えてございまして、どちらを採用するのかということで悩んでいまして、理由としましては、2号に記載しているものは、民間事業者で個人情報取扱事業者を対象としておりますが、次のページに出てくるのですが、改正後の11条におきまして、個人情報取扱事業者は法で規制されているということや、現状としてはこの第4条の第3号から第6号で、個人情報取扱事業者に該当する対象者がいないということ。このため、案2につきましては第1項のみを記載するという形を考えてございます。こちらにつきまして、後ほど皆様方から御意見を頂戴できればと考えてございます。

次に進めさせていただきまして、第8条でございます。今まで「映像データの事業及び外部提供の制限」というところを、タイトルも「個人情報取扱事業者に該当しない安心安全カメラ設置者の映像データの利用及び外部提供の制限」とタイトルを変えてございます。こちらは改正個人情報が適用されないもの、個人情報取扱事業者に該当しない指定管理者及び民間事業者が、安心安全カメラを設置した場合につきまして、運用を規定しております。法を準用するほど高い基準で管理運用を求めることは難しいですが、これまで各事業者が管理してきた基準を満たすことを引き続き求めることはできると考えてございます。

法が適用するものにつきましては、法律に基づき運用することになります。下のほうで、行政につきましては法第69条に規定しているので記載はしておりません。民間につきましても法27条の規定、利活用の趣旨から提供を制限できないということで外しております。

1枚おめくりいただきまして、第9条でございます。「映像データ等の開示」につきましても、タイトルを変えさせていただいています。こちらも第8条と同様に、改正個人情報保護法が適用されないものにつきまして規定をしております。そちらの方たちが安心安全カメラを設置した場合の運用について規定しております。こちらも先ほどと同様の理由ですが、法を準用するほど高い基準で管理運営を求めることは難しいと。ただ、これまで各事業者が管理してきた基準を満たすことは引き続き行っていただけなのかということで記載をしております。先ほどの理由と同様に、行政としては法第76条を適用して除外していること、また民間につきましても法第33条を基に除外していると。記載をしていないという理由でございます。

第10条につきましては、「市長等が設置する安心安全カメラに関する特例」を今まで設けておりましたが、条例が廃止され、個人情報保護法に規定がありますために、重複して規制することができないと。今までの第9条につきましては、法第69条に書かれていることという形で順次見ていただければと思います。

第11条の「苦情処理」はなかったのですが、繰り上がって、「安心安全カメラの運用等」につきまして、新しく改正後につきましては、こちら、個人情報が適用されるものにつきまして記載しております。改正が適用されるものということで、運用につきましては法に基づくということを規定しておりますので、こちらに記載をさせていただきます。

次に第12条の「報告」ですが、こちら、第1項、第2項という形で、市長が報告を求めることは法の趣旨である利活用を妨げることに抵触しないと考えております。

第3項につきましては、平成27年にもととの本条例の制定時、諮問につきまして個人情報保護委員会様の皆様方から市長に対しまして、運用条例の報告につきまして、審議会に定期的な報告を求めるとの答申が出されたというような背景を踏まえまして、こちらの法改正を踏まえまして明文化させていただきました。これまでも、年1回ですが、審議会で映像データの外部提供の件数につきましては報告をさせていただいております。これも引き続き行っていきたいという趣旨から記載させていただきます。

あと13条、14条以降は変更ございません。

提供させていただいております資料につきましては、説明は以上となります。お願いします。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちら審議は次回ということにはなりますが、今日の段階で御質問あるいは御意見などございましたらお願いいたします。よろしいですか。大丈夫ですか。

【事務局】 会長、すみません。御質問なければよろしいですか。

【石居会長】 はい。

【事務局】 ではすみません、この2つの条例につきましては、昨年検討している中では保護法に抵触するようなことは規定できないということで、削除していったら条文がほとんどなくなってしまいました。少々紹介が遅れましたが、今日、隣に法務担当課長の妹尾が来ています。

【法務担当課長】 よろしくをお願いします。

【事務局】 そちらの力も借りながら、あと本も、安心安全カメラなんかも出ておりましたので、そういったものを照らし合わせ、目的を、ほぼ個人情報保護ではなくて運用管理という形で、そちらを前面に出していこうという形で見直しをかけた結果、ほぼ残せるような状況にもなっていましたので、その辺りも踏まえまして、次回諮問させていただき、御審議を賜ればと思います。安心安全カメラにつきましては、今担当課長から説明ありました6条、7条の第2項の部分について、残す残さないなどの御意見をいただけますと、今後、議会に提案させていただきますので、そこでも皆様の御意見がかなり強い味方になりますので、御審議を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いします。

【法務担当課長】 よろしくをお願いします。

【石居会長】 ありがとうございます。その辺りのことをまた踏まえつつ、私たちも次回に向けて、少し今日頂いたものを拝見して臨みたいと思いますので、次回またよろしくをお願いいたします。

【防災安全課長】 お願いいたします。

【石居会長】 今日はどうもありがとうございました。

【防災安全課長】 ありがとうございました。

【石居会長】 はい、ありがとうございました。

【防災安全課長】 失礼します。

【石居会長】 どうもありがとうございます。

それでは3です。「報告事項」に改めて戻りまして、報告事項の(1)「個人情報取扱業務登録(変更)の報告について」ということでお願いいたします。

【事務局】 それでは資料の2の1からとなります。個人情報取扱業務登録のものが3件ございまして、いずれも教育指導支援課のものとなります。

2-1を御覧ください。「校務支援システムの導入及び利用に関する業務」でございます。教員の働き方改革を促進するための公務支援等システムを導入し利用するための新規の登録でございまして、個人情報の記録項目等は記載のとおりでございます。なお備考欄にも記載されておりますが、令和2年12月25日に開催された個人情報保護審議会に諮問させていただいた案件のものでして、手続が遅くなりましたが今回提出させていただいたものになります。

資料2-2は「GIGAスクール構想に基づくシステムの導入及び利用に関する業務」でございます。文科省の提唱するGIGAスクール構想に基づき整備された一人一台端末を活用するため、学習支援システムやクラウド型教育プラットフォーム等を挿入・利用するといったことを行うための新規の登録の届出でございまして、個人情報の記録項目等は記載のとおりでございます。なお、こちらにつきましても備考欄にありますとおり、令和2年12月25日に開催された個人情報保護審議会に諮問させていただいた案件のものでして、手続が遅くなりましたが、今回提出をさせていただいたということでございます。

資料2-3は、「学校と保護者との間の連絡等に関する業務」でございます。前回の審議会に諮問し、その後答申をいただきました学校と保護者との連絡システム「すぐーる」の導入に係る変更の届出書でございまして、備考欄にありますように、事業の名称、業務の内容、個人情報の収集目的の変更及び個人情報の記録項目に、「健康状態」及び「学籍番号」を追加したのものになります。以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですかね。ありがとうございます。

では続いて2ですね。「個人情報取扱業務外部委託登録変更の報告について」ということで、よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは資料3-1を御覧ください。外部登録変更届出書は1件で、高齢者支援課の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」でございます。委託先がアシスト株式会社だったものが、今回、株式会社エス・エム・エスに変更になった旨の報告書でございます。以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

では3、「個人情報目的外利用等届出の報告について」ということでお願いいたします。

【事務局】 それでは資料の4-1からになります。目的外利用等をする期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますのでよろしく申し上げます。

まず4-1と4-2の2件でございますが、いずれも課税課のものでございます。

4-1は市都民税の課税業務、固定資産税の課税業務、軽自動車税課税等でございます。法令の規定に基づき、対象者の令和3年の所得及びその申告状況並びに固定資産及び軽自動車の所有状況について回答する外部提供でございます。

4-2は「市都民税の課税業務」で、本人同意に基づき確定申告書控えを紛失した者の収入・所得の情報を提供する目的外利用であります。

続きまして資料4-3は、収納課の「市税収納事務、滞納整理業務」でございます。こちらは刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、対象者の滞納状況等について回答した外部提供でございます。照会目的でございますが、令和2年度に対象者に係る照会を国立市にかけたことがある案件とのことでございまして、解決に至らず捜査継続中のため、現状を確認したく、同内容で再度照会をかけたとのことでございました。私のほうから詳しい内容を立川警察署に聞き取ってもらった上で判断いただきたい旨を伝え、担当課から再度、立川警察署に確認を取ってもらいました。相手方は、捜査内容を濁していたものの、新聞報道等にもなっていた市内の重大事件の件と思われるとのことでございまして、捜査協力が必要であると判断いたしまして提供することとしたということでございます。

続きまして資料4-4でございます。職員課の「職員人事管理 職員給与等支給業務」でございます。法令の規定に基づき、「元職員の口座情報、他の官公庁による差押、退職又は休職に関する情報」を提供する外部提供でございます。

続きまして資料の4-5は子育て支援課の「児童手当等」の業務でございます。こちらも立川警察署長から刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の児童手当の受給情報を回答した外部提供でして、先ほどの収納課のものと同案件と思われます。令和2年度から捜査中の案件で、捜査に当たり情報収集が必要との説明があったとのことでございました。担当課に再度の確認を取ってもらいましたが、収納課と同じような反応であった模様です。ただ、課として事件に対する捜査協力が必要であると判断いたしまして、提供することとしたということでございました。

以上、簡単でございますが、御報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【中川委員】 毎度、刑事訴訟法の任意規定に基づく捜査照会について丁寧なお答えをいただいているようで大変感謝いたします。今後もよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、こちらも以上としたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【石居会長】 そうしましたら、「その他」では日程の件だけがあと残っているということでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【石居会長】 では、お手元に2月の日程調整表がございますでしょうか。

(次回日程調整)

そうしましたら、これで181回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思います。

ただ、この後、議事とは別に御連絡がございますので、まだ少しオンラインの皆さんもお残りいただければと思います。審議会はひとまず以上ということで、どうも皆様ありがとうございました。

— 了 —